

答 申

1 審査会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、平成26年2月20日25河第2536号で行った公文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 異議申立てに係る対象公文書の開示決定状況

異議申立てに係る対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、実施機関が国土交通大臣に進達した、赤村の普通河川道目木川公共土木施設災害復旧事業（以下「本件事業」という。）に係る事業廃止報告書に関する国土交通大臣宛の進達文鑑、赤村からの送付文鑑及び公共土木施設災害復旧事業廃止報告（以下「廃止報告」という。）である。

実施機関は、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、本件公文書に記載されている情報のうち、廃止報告に記載されている情報の一部は、条例第7条第1項第1号（個人情報）に該当するとして非開示とし、その余の部分は開示する本件決定を行った。

3 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての経過

ア 異議申立人は、平成26年2月5日付けで、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定に基づき、本件公文書の開示請求を行った。

イ 実施機関は、平成26年2月20日付けで、本件決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

ウ 異議申立人は、平成26年4月18日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し、異議申立てを行った。

4 異議申立人の主張要旨

異議申立書及び口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、次のとおりである。

(1) 「平成24年災害道目木川筋河川災害復旧工事（査定第309号）」廃工の経緯が分からないため、非開示部分の開示を求める。

(2) 赤村が作成した廃工理由書には、「役場からの事前説明が十分でなく、理解ができ

ていないまま入札及び契約に至っていることと、必要な仮設道路についても十分な説明がなかったことが原因」とあるが、赤村において、このような事務上の初歩的な間違いが、常態化していることが問題である。

- (3) 実施機関は、赤村の主張のみで進達の判断を行うのではなく、行政の公平性を保つために、地元関係者の意見を聞いた上で廃工の判断をすべきである。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由は、次のとおりである。

本件公文書には、個人名、個人の思想に関する発言及び個人の住所が特定できる情報が含まれており、これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであり、条例第7条第1項第1号に該当する。

6 審査会の判断

(1) 公共土木施設災害復旧事業について

ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号。以下「法」という。）に規定する公共土木施設災害復旧事業（以下「災害復旧事業」という。）は、暴風、洪水、地震その他の異常な天然現象により被災した、道路、河川等の公共土木施設の原形復旧又は機能回復を目的として実施するものである。

イ 地方公共団体が管理する公共土木施設に係る災害復旧事業であって、当該地方公共団体が施行するものについては、法第3条の規定に基づき、国が災害復旧事業の事業費の一部を負担することとされている。

ウ 地方公共団体の長は、災害復旧事業の事業費の交付決定を受けようとするときは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号。以下「政令」という。）第6条第1項の規定に基づき、必要書類を添付して主務大臣に申請しなければならないこととされている。

なお、市町村長が申請する場合においては、同条第3項の規定に基づき、都道府県知事を経由しなければならない。

エ また、地方公共団体の長は、主務大臣から交付決定を受けた災害復旧事業を廃止した場合においては、政令第7条第3項の規定に基づき、事業廃止報告書を主務大臣に提出しなければならないこととされている。

なお、市町村長が提出する場合においては、政令第7条第4項において準用する政令第6条第3項の規定に基づき、都道府県知事を経由しなければならない。

(2) 本件事業について

ア 本件事業は、平成24年に発生した九州北部豪雨によって被災した普通河川道目

木川両岸の護岸機能を回復することを目的として、公共土木施設の管理者である赤村が実施しようとした災害復旧事業である。

イ 赤村は、実施機関を経由して、国土交通大臣に国庫負担申請を行い、交付決定を受けた。

ウ その後、赤村が工事に着工しようとしたところ、本件事業の用に供する土地の所有者（以下「地権者」という。）から、工事の施工内容について十分な説明がなかったとして、当該土地の使用について同意が得られなかったため、赤村は、本件事業の廃止を決定し、実施機関を経由して、事業廃止報告書を国土交通大臣に提出し、本件事業は廃止となった。

(3) 本件公文書の性格及び内容について

本件公文書は、実施機関が国土交通大臣に進達した、本件事業に係る事業廃止報告書に関する国土交通大臣宛の進達文鑑、赤村からの送付文鑑及び廃止報告である。

廃止報告には、赤村長名の国土交通大臣宛廃止報告鑑、廃止決定に至った経過を説明した廃工理由書、地権者等との協議記録（以下「協議記録」という。）、本件事業の査定設計書、工事計画図面及び現地写真が添付されている。

本件公文書のうち、実施機関が条例第7条第1項第1号に該当するとして非開示とした情報が記載されている公文書の内容及び当該情報は、次のとおりである。

ア 協議記録

協議記録には、協議を行った日、協議参加者の氏名、協議内容、協議後の措置等が記載されており、実施機関は、これらの情報のうち、地権者及びその代理人、工事箇所隣接地所有者並びに工事請負事業者従業員の氏名、地権者の発言内容及び心情が分かる部分、工事箇所隣接地所有者の発言内容並びに地権者及び工事箇所隣接地所有者が識別できる物件等所在地の情報を非開示としている。

イ 工事計画図面

工事計画図面には、工事年度、工事名、工事箇所等の工事の概要のほか、平面図・縦断図・横断図及び構造図が記載されており、実施機関は、これらの情報のうち、工事箇所隣接地所有者の姓を非開示としている。

(4) 条例第7条第1項第1号該当性について

条例第7条第1項第1号は、個人のプライバシーを最大限に保護するため、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがある情報を非開示とすることを定めたものである。

「個人に関する情報」とは、氏名、住所、思想、信条その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等の全ての情報が含まれるものであり、個人に関連する情報全般を意味する。

なお、これらの情報であっても公益的見地から開示することが必要なものと認められるような場合はただし書により、例外的に開示することとしている。

ア 協議記録について

- (ア) 協議記録に記載された地権者の氏名、発言内容、心情が分かる部分及び地権者が識別できる物件等所在地の情報は、その全てが一まとまりの個人情報を構成しており、特定の個人が識別できるものであることから、本号本文に該当する。
- (イ) 協議記録に記載された工事箇所隣接地所有者の氏名、発言内容及び工事箇所隣接地所有者が識別できる物件等所在地の情報は、その全てが一まとまりの個人情報を構成しており、特定の個人が識別できるものであることから、本号本文に該当する。
- (ウ) 協議記録に記載された地権者の代理人及び工事請負事業者従業員の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであることから、本号本文に該当する。

イ 工事計画図面について

工事計画図面に記載された工事箇所隣接地所有者の姓は、個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより、特定の個人が識別できるものであることから、本号本文に該当する。

上記ア及びイで本号本文に該当すると判断した情報は、例外的に開示することが認められる本号ただし書イからニまでのいずれにも該当しない。

以上のことから、実施機関が条例第7条第1項第1号に該当するとして部分開示とした決定は、妥当である。

(5) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会は、実施機関の行った公文書の開示決定等の妥当性について判断する機関であるため、当該主張は当審査会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。